

平成 22 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名：都 築 電 気 株 式 会 社
代表者名：代表取締役社長 安 藤 始
(コード：8 1 5 7 東証第 2 部)
問合せ先：経 理 部 長 石 丸 雅 彦
(TEL：0 3－6 8 3 3－7 7 7 7)

都築電産株式会社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 7 月 16 日開催の取締役会において、都築電産株式会社（以下「対象者」といいます。）普通株式を公開買付けにより取得すること（以下「本公開買付け」といいます。）を決議し、7 月 20 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが 8 月 30 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの概要

(1) 公開買付けの名称及び所在地

都築電気株式会社
東京都港区新橋六丁目 19 番 15 号

(2) 対象者の名称

都築電産株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5, 074, 218 (株)	－ (株)	－ (株)

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。そのため、「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付け者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者の平成 22 年 3 月期（第 43 期）有価証券報告書（平成 22 年 6 月 29 日提出）に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（9, 969, 297 株）から、同報告書に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在において対象者が保有する自己株式数（451, 479 株）及び平成 22 年 7 月 16 日現在において公開買付け者が保有する対象者の株式数（4, 443, 600 株）を控除した数です。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買取ります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

平成22年7月20日（火曜日）から平成22年8月30日（月曜日）まで（30営業日）

(6) 買付け等の価格 普通株式1株につき、400円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、平成22年8月31日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	1,841,184 株	1,841,184 株
新 株 予 約 権 証 券	—	—
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—	—
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	—	—
株 券 等 預 託 証 券 ()	—	—
合 計	1,841,184 株	1,841,184 株
(潜在株券等の数の合計)	(一)	(一)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	44,436 個	(買付け等前における株券等所有割合 46.69%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	551 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.58%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	62,847 個	(買付け等後における株券等所有割合 66.03%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	132 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.14%)
対象者の総株主等の議決権の数	95,101 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における

株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成22年3月期(第43期)有価証券報告書(平成22年6月29日提出)記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の平成22年3月期(第43期)有価証券報告書(平成22年6月29日提出)に記載された平成22年3月31日現在の発行済株式総数(9,969,297株)から、同報告書に記載された平成22年3月31日現在において対象者が保有する自己株式の数(451,479株)を控除した対象者株式の数(9,517,818株)に係る議決権の数(95,178個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 買付け等に要する資金
736,473,600円

(7) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日 平成22年9月3日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社公表の平成22年7月16日付「当社上場子会社である都築電産株式会社普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(平成22年7月23日付及び8月9日付の訂正を含みます。)に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けが都築電気グループの業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、今後、公表すべき事実が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

都築電気株式会社 東京都港区新橋六丁目19番15号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上